

(6) 一時所得の例示

34—1 次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。

- (1) 懸賞の賞金品、福引の当選金品等（業務に関して受けるものを除く。）
- (2) 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等
- (3) 労働基準法第 114 条（付加金の支払）の規定により支払を受ける付加金
- (4) 令第 183 条第 2 項（生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算）に規定する生命保険契約等に基づく一時金（業務に関して受けるものを除く。）及び令第 184 条第 4 項（損害保険契約等に基づく満期返戻金等）に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等
- (5) 法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除く。）
- (6) 人格のない社団等の解散により受けるいわゆる清算分配金又は脱退により受ける持分の払戻金
- (7) 借家人が賃貸借の目的とされている家屋の立退きに際し受けるいわゆる立退料（その立退きに伴う業務の休止等により減少することとなる借家人の収入金額又は業務の休止期間中に使用人に支払う給与等借家人の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額及び令第 95 条（譲渡所得の収入金額とされる補償金等）に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する部分の金額を除く。）

(注)1 収入金額又は必要経費に算入される金額を補てんするための金額は、その業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入される。

2 令第 95 条に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当する立退料については、33—6 参照。

- (8) 民法第 557 条（手付）の規定により売買契約が解除された場合に当該契約の当事者が取得する手付金又は償還金（業務に関して受けるものを除く。）
- (9) 法第 42 条第 1 項（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は第 43 条第 1 項（条件付国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する国庫補助金等のうちこれらの規定の適用を受けないもの及び第 44 条（移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入）に規定する資産の移転等の費用に充てるため受けた交付金のうちその交付の目的とされた支出に充てられなかったもの
- (10) 遺失物拾得者又は埋蔵物発見者が受ける報労金
- (11) 遺失物の拾得又は埋蔵物の発見により新たに所有権を取得する資産
- (12) 地方税法第 41 条第 1 項（個人の道府県民税の賦課徴収）、同法第 321 条第 2 項（個人の市町村民税の納期前の納付）及び同法第 365 条第 2 項（固定資産税に係る納期前の納付）の規定により交付を受ける報奨金（業務用固定資産に係るものを除く。）

(注) 発行法人から株式等を取得する権利を与えられた場合（株主等として与えられた場合（23～35 共一 8 参照）を除く。）の経済的利益の所得区分については、23～35 共一 6 参照。

【解 説】

一時所得は、営利を目的とする継続的行為から生ずる所得以外の一時の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価たる性質を有しない、臨時的、偶発的に発生する所得であり、本通達は、当該一時所得に該当する所得を例示的に示したものである。

【改正の趣旨等】（省略）